

令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化 がスタートします。

子どもの年齢が
3歳※1(年少)～5歳(年長)

※1 ①幼稚園を利用する場合は満3歳クラスも対象

無償化の対象とならない費用
食材料費(給食・おやつ等)、
通園送迎費(通園バス)、行事費などは
保護者の負担となります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと
全ての世帯の第3子以降の子どもについては、
副食(おかず・おやつ等)の費用が免除※2され
ます。

※2 ⑤認可外保育施設等を利用する場合は免除の対象外

**原則、小学校就学前3年間の
幼児教育・保育について無償化
となりますが、
市民税非課税世帯については、
保育の必要性がある
0歳～2歳の子どもも対象となります。**

共働き家庭、シングルで働いている家庭など
保育の必要性がある子ども

①～⑧へ



専業主婦家庭など
保育の必要性がない子ども

①③⑧へ



保育の必要性とは？

保護者の就労、妊娠・出産、疾病、
障がいなどにより家庭で保育ができない
場合、保育の必要性がある子どもに
該当します。
無償化の対象となるためには、
福島市から「**保育の必要性の認定**」を
受ける必要があります。

子どもの年齢が
0歳～2歳※3

**市民税
非課税世帯**

**市民税
課税世帯**
↓
無償化対象外

共働き家庭、シングルで働いている家庭など
保育の必要性がある子ども

①～⑦へ



専業主婦家庭など
保育の必要性がない子ども

↓
無償化対象外



※3 ①幼稚園及び④幼稚園・
認定こども園の預かり保育
を利用する満3歳クラスの
子どもを含む

①幼稚園を利用

- ・公立幼稚園など子ども・子育て支援新制度に移行している園は**無償**(福島市利用者負担額の最高額18,600円)
- ・私立幼稚園など子ども・子育て支援新制度未移行園→**私立幼稚園は月額25,700円まで無償**
- 国立大学附属幼稚園は月額8,700円まで **無償**

②認可保育所を利用 → 無償

- ※延長保育の利用料を除く
- ・公立及び私立の認可保育所
(福島市利用者負担額の3歳～5歳最高額35,500円)

③認定こども園を利用 → 無償

- ※延長保育の利用料を除く
- ・公立及び私立の認定こども園
(福島市利用者負担額の3歳～5歳最高額35,500円)

④幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用

- 幼稚園等の利用に加え、利用日数に応じて
月額11,300円まで無償

⑤認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、 ファミリーサポートセンター(預かり)を利用

- (⑤内で複数利用可)
- **月額37,000円まで無償**
- ・市民税非課税世帯で保育の必要性のある0歳～2歳
の子どもについては月額42,000円まで無償

⑥地域型保育を利用 → 無償

- ※延長保育の利用料を除く
- ・小規模保育事業、事業所内保育事業など
(福島市利用者負担額3歳～5歳の最高額35,500円)

⑦企業主導型保育を利用

- 国が定める標準的な利用料まで **無償**
- ・(公財)児童育成協会が無償化事務担当

⑧就学前の障害児の発達支援 → 無償

- ・①～⑦に加え⑧を利用する場合ともに無償
- ・0歳～2歳の市民税非課税世帯については既に無償